

会 議 録

会議の名称		第5回第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会		
開催日時		令和7年8月19日(火) 開会 14:00 閉会 16:00		
開催場所		つくば市消防庁舎3階 多目的ホール		
事務局(担当課)		教育局教育総務課		
出席者	委員	樋口委員、正保委員、森田委員、大村委員、富田委員、和泉委員、肥後委員、西村委員		
	事務局	森田教育長、久保田教育局長、柳町教育局次長兼健康教育課長、勝村教育局次長兼教育施設課長、森田教育局次長兼学務課長、山岡教育総務課長、飯村教育総務課長補佐、鈴木教育総務課係長、小川教育総務課主任、谷沢教育総務課主任、岡野学び推進課長、相田特別支援教育推進室指導主事、中祖特別支援教育推進室指導主事、小野学校教育政策監、増沢学校教育政策監、山口生涯学習推進課参事、瓜阪生涯学習推進課課長補佐、石橋文化財課長、柴原中央図書館館長		
	その他	株式会社名豊 若松		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0名
非公開の場合はその理由				
議題		(1) 第4期つくば市教育振興基本計画の素案について (2) 小中学生を対象としたアンケート調査の実施について		
会議次第	1 開会 2 議事 (1) 第4期つくば市教育振興基本計画の素案について (2) 小中学生を対象としたアンケート調査の実施について 3 閉会			

<審議内容>

1 開会

事務局：本日の会議は、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例に基づきまして公開とさせていただきます。なお、正確な会議録を作成するため、御発言の際は必ずマイクを使用させていただきますよう御協

力をお願いいたします。また、本日の委員 10 名中 8 名が出席されており、半数以上が出席されていますので、当委員会は成立いたします。

それでは、第 5 回第 4 期つくば市教育振興基本計画策定委員会を開会いたします。

ここからの進行は委員長をお願いいたします。

2 議事

(1) 第 4 期つくば市教育振興基本計画の素案について

委員長：それでは、議事に移りたいと思います。本日の議事ですが、お手元にある次第の通りで、1 番目が第 4 期つくば市教育振興基本計画の素案について、2 番目が小中学生を対象としたアンケート調査の実施についてとなっています。1 番目の議題については、前回と同様に一通り修正案を確認していきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。それでは、資料の 1 について、事務局から説明をお願いします。

事務局：（資料 1 について説明）

委員長：ありがとうございました。今御説明ありました通り、大きいところと言うと 3 点、基本方針 1 と 2 の入れ替え、基本目標 2 の表現、それから基本方針 9 のところとなります。いかがでしょうか。後ほど詳細の取組についてはそれぞれ確認していきますが、基本方針 1 と 2 の入れ替えということで、一応元に戻した形になりますが、ひとまずこれで進めてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、また何かありましたら審議をここに戻ってという形で進めていきたいと思います。

それでは、続いて資料 2 に進みたいと思います。こちらについては、前回の会議の議論を受けて、事務局の方で素案を修正いただきました。前回と同様に基本方針ごとに進めていきたいと思います。具体的には 8 ページからになるかと思います。基本目標 1 の基本方針 1 から順に事務局から説明をお願いいたします。

事務局：（資料 2、基本方針 1 について説明）

委員長：ありがとうございました。8 ページから 14 ページまで一括して御質問、御意見等を承りたいと思います。

富田委員：基本方針の順番が変わり、すっと入ってくるような感じがしました。細かい点ですが、12 ページに「アプローチカリキュラム」と「スタートカリキュラム」とあり、その言葉の説明がありますが、同様に「架け橋カリキュラム」のところにも説明を入れていただけると分かり易いのではないかと思います。

委員長：ありがとうございます。この件につきましていかがでしょうか。

事務局：「架け橋カリキュラム」についても注釈も加えるよう検討します。

委員長：ありがとうございます。少し気になるのは、その下の「幼稚園教育要領（平成 29 年告示）」というのがあるのだろうかということで、今現在次の方針の検討が始まっており、おそらく来年早々に方針が出て、すぐに始まるので、この基本計画が出て、すぐに新しい教育要領が出ると、ずれが生じないかと気になっています。現在の検討内容を見た感じでは「架け橋カリキュラム」が幼稚園教育要領の中に入ってくる程度なので、それほど影響はないと思いますが、（）で告示日を入れるのは検討する必要があると思います。

他に幼稚園のことで何かありますでしょうか。

私から気になる点としては、「非認知能力」の話で、10 ページに新しく加わっていますが、14 ページにも「非認知能力を高める学びの充実」と元々あるので、どう住み分けるのか、あるいはまとめられるのか、学び推進課の方でお考えがあれば教えていただきたいです。

事務局：御指摘いただきました「非認知能力」の部分について、2 箇所に記載がありますが、10 ページの方は学校内の教育活動を中心に記載されています。それに対して 14 ページの方は学校以外での非認知能力の充実という流れで書かれています。この辺りをどのようにするとまとまりがいいかというところで、施策 3 に「学校外の学びの充実」とあるので、どうしてもそちらに学校外のこと、施策 1 の方では「個別・双方向」という学校内部での活動となっているので、同じようなことが 2 つになってしまうのが実状です。

委員長：これについて御意見等ありますでしょうか。目標に「非認知能力」

があり、その方向として学校内教育と学校外教育があるので、おっしゃる通りだと思いますが、見出しから見るとどちらも「非認知能力」となってしまうので、見出しだけ変えればいいのかもかもしれませんし、中身を少し濃くするとか入れ替えたりした方がいいかもしれません。そこは御検討いただければと思います。

肥後委員：12ページの「多様な経験につながる豊かな遊びの推進」のところにも「非認知能力」と入っていて、10ページの新しく加えた所と重なっていると思います。元々施策1は学校に入ってからで、施策2は幼児教育ということだと思いますが、10ページに幼児教育の話が入ったことによって重なってしまった感じがするので、1つの方法としては、10ページの「幼児期では～」というところを削除して、12ページに統一する方法があると思います。

委員長：確かに10ページにも「幼児期では遊びを通して～」とあるので、その部分だけを見ると、また幼児教育の方から見ても、同じ内容が入っていると思います。この辺りも合わせて整理ができればと思います。

他にはいかがでしょうか。それでは、また何かありましたら御発言をお願いします。よろしければ、基本方針2に行きたいと思います。基本方針2について事務局の方から御説明をお願いします。

事務局：（資料2、基本方針2について説明）

委員長：ありがとうございます。それでは、15ページから19ページまでの範囲で御質問、御意見をいただければと思います。

和泉委員：私自身はまだ基本方針1と2の入れ替えにまだ完全に消化できておらず、もう少し過去5年間の実態を踏まえて吟味してもいいのではないかと考えています。とりあえず基本方針2の詳細を見ていくと、施策1「共生社会に向けたインクルーシブ教育の推進と子どもの権利の保障」のところで、インクルーシブ教育というどうしても矮小化されてしまうというか、国籍や人種、言語、性差などと頭に付け加えても、やはり障害のある特別な支援が必要な子供のための教育という理解が広くなされていることがあり、この施策1と4行目の「インクルーシブ」を削除した方がいいのではないかと思います。その後、主な取組に降ろしていくときに、インクル

ーシブ教育として特別支援教育を記述すると、いわゆるインクルーシブ教育として限定させない表現であれば、子供が真ん中であるとか、特別な支援が今は必要としていない子供も全て対象であるということが伝わるのではないかと思います。また、「子どもの権利の保障」というのは新しいことで大人にもまだ知られていない状況がありますが、子どもの権利条約などについて子供自身が学ぶことができる取組があってもいいのではないかと思います。

委員長：ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

大村委員：15 ページの「子ども同士の相互理解と豊かな人間性の醸成」の6 行目、「それを受けて、学校教育では、教育活動全体を通して、相手の話を否定せずに聴いたり、自分と異なる考え方を尊重したりする風土」のところで、相手の話を否定せずに聴くと書いてしまうと、鵜呑みのように捉えてしまう気がして、自分の意見をしっかり持ちながら、比較しながら受容するというようなニュアンスが入るといいのではないかと思います。

委員長：ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

和泉委員：16 ページの「帰国・外国人児童生徒への支援」のところで、帰国とはどのような意味でしょうか。

事務局：海外から日本に帰国されたお子さんのことです。

委員長：帰国とは日本人で海外から帰国された生徒ということで、外国人というのは、いわゆる外国国籍の生徒という理解でよろしいでしょうか。

事務局：おっしゃる通りです。

委員長：他はいかがでしょうか。最初の和泉委員の意見が一番難しい問題かと思えます。インクルーシブ的な話と、後ろの方に出てくる不登校やいじめの話を入れた方が良いのかという問題が出てきますが、色んな状況で教育を受けるといふ子供達の多様性に応じるといふことと、どのような機会を設けるのか、その子のニーズに応じた教育をするのか、幅広い選択肢を設けているというその組み合わせをどう出していくのかというところ

で、基本方針1としてそのような方向でいこうとしたが、上手くいかず結果的にここに落ち着いているという形だと思います。とりあえずここに置いたときに、先ほど言ったようなことがどう入ってくるのか、「インクルーシブ」という言葉を入れると、その上にある目的に集約されている言葉が中心になり、結果的に不登校やいじめの話は別のところで出てくることになるので、そこをつくば市として私達がどう考えて、骨子の中に入れていくのがポイントになると思います。この考え方で間違っているということではないと思いますが、よりつくば市らしさを出すか出さないかが鍵になると思います。

正保委員：基本方針の1と2の入れ替えについて和泉委員から御指摘がありました。私もまだ迷っています。ただ、基本方針2を今の書き振りでいきますと、最初にインクルーシブ教育が出てくることに違和感があるのは、私も同感です。その次にある「子ども同士の相互理解と豊かな人間性の醸成」のところ、小学校などでは子供同士の相互理解や人間関係をきちんと営んでいくというのは、喫緊の課題になっていると思います。それが今現場でとても大事な問題になっているというところは、見逃すことができないのではないかと思います。話が戻りますが、基本目標1のところキーワードになっている「非認知能力」というのは、未来をひらくものなのだろうかと思えます。非認知能力を高めることによって、子供達の現在がより豊かになるという観点もあるのではないかと思います。基本方針2で何を書くかというところが上手く収まっていないので、順番が何となく違って見えているのではないのでしょうか。例えば不登校の子供が今つくば市で800人以上いるというデータがありますが、不登校の子供というのは今が大変で、明日のこと明後日のことが考えられないから家にいる訳です。その子たちの今が満たされて、未来へ進むことができるようになると思うので、その子たちの今をどのようにサポートしてあげるか、豊かにしてあげるかということになると思いますので、順番としてまだ検討の余地はあると思います。

委員長：基本方針1と2のお話ですね。他に御意見いかがでしょうか。

少し角度を変えて、先ほどの子供の権利の話で、施策1の「共生社会に向けたインクルーシブ教育の推進」との問題を一緒に扱うかどうかというところで、子供自身に子供の権利について積極的に伝えていく場を設けるとか、ここ数年やっているルールメイキングというのも、ここに書くかは

別として、自分たちで主体的に活動していくということにつながってくると思います。そうするとインクルーシブとは独立して書いた方がいいのではないかと思います。

和泉委員：今ルールメイキングというプロジェクト名が出たところで、8ページで教育大綱の1つ目の「個別・双方向による多面的な学びの推進」と、3つ目の「非認知能力の再認識」は出てくるのですが、2つ目の「管理から自己決定へ」が抜け落ちているので、基本方針にあるように子供が真ん中でいられるように、子供自身が管理されるのではなく、自己決定できるという取組の1つとしてルールメイキングが実践された背景を考えると、ここで教育大綱の2つ目の「管理から自己決定へ」に対してどのような取組をするのかという記述があってもいいのではないかと思います。

委員長：ありがとうございます。他はいかがでしょうか。17ページ以降の「教育相談、いじめ、不登校、家庭への支援」の辺りはいかがでしょうか。いじめについては基本方針3の21ページにも出てきますが、その辺りの調整を考える必要があると思います。そのような意味では、不登校の話といじめの話を今は一緒に扱っていますが、別々に扱うこともできるのではないかと思います。それから、「家庭」という言葉も後ろの方でも出てくるので、区別するか集約するのもも含めて、家庭の位置付けも考える必要があると思います。

それでは、20ページからの基本方針3について事務局から御説明をお願いします。

事務局：（資料2、基本方針3について説明）

委員長：ありがとうございます。今御説明いただいた部分について、御意見等あればお願いします。まず、「心の基礎体力」についてはどうでしょうか。一般的な用語なのかということもありますし、載せるか載せないのか、載せた場合に注釈をつけるのか、付けた場合にこの形でいいのかということですが、いかがでしょうか。

正保委員：これは私が勝手に触れて回っている言葉なのでこだわりはありません。すでに市内10数校の小中学校の研修会や講演会で触れて回っていますので、既成事実になっている状況ではあります。

委員長：ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

和泉委員：この「MIKSY」まで落とし込んであるのは初めて見ましたが、ソーシャル・エモーショナル・ラーニングは日本だけでなくグローバルにこれが大事だと言われていることなので、社会性と情動について触れることは大事だと思います。ただ、「心の基礎体力」については、私もよく分からないというか、どのくらい使用されているのかどうか、これを元にしてつくば市として何をどのように取り組めるのかということまでもう少し想像できるのであれば、入れ込めたらいいと思います。

正保委員：ソーシャル・エモーショナル・ラーニングでは、社会性の基盤を重視します。それは対人関係の基本的な在り方を育てていくことがベースになっていて、その上に思いやりなどを乗せていくということになります。言葉遣いは違いますが、「心の基礎体力」も同じで、これも社会性の基盤ということになります。対象としていることは同じことで、その言葉遣いが違うというだけですので、私はそれをこだわるものではありません。ただ、大事な点は他者との人間関係の基本的な在り方というものを抜きにしては語れないということは両方とも共通しているところだと思います。

委員長：他にいかがでしょうか。載せるのであれば正保先生から御助言をいただきながら載せる、載せないなら載せない方がいいと思います。

肥後委員：先ほどから出ている「非認知能力」との関係性がよく分かりません。普通に考えれば非認知能力の一部として、「心の基礎体力」というのがあると思いますが、例えば目標に向かって頑張る力などもある中で、この「MIKSY」は主にコミュニケーションに関係する能力を指していると思うので、「心の基礎体力」という言葉を「コミュニケーション能力」などの言葉に置き換えてもといいと思いましたが、難しいでしょうか。

正保委員：それでもいいと思います。要するに人間と人間との基本的な関係性の力ということなので。

委員長：他にいかがでしょうか。

西村委員：私は初めて聞いた言葉ではあるものの、「心の基礎体力」という言葉がすごく心に落ちて、いい言葉だと思っています。内容も自分の子供がこれを全部持ってくれたらいいなと思いましたので、ぜひ入れて欲しいと思います。それから、この基本目標1の基本方針1から3を何も知識がない一般市民の感覚で読んだ時に、ポジティブな気持ちになれるというか、つくば市がこんなに子供の未来を考えてくれていると思えるような順番にしていただけると嬉しいと思います。具体的に言うと、2番の互いを認め合うところは、いじめとか不登校とか色々書いてありますが、私の感覚だと若干ネガティブな話に聞こえるので、それよりも明るい話を前に持ってきた方が、一市民として素晴らしい計画だと思えるのではないかと思います。

委員長：ありがとうございます。とても大事な事だと思います。先ほどの15ページの基本方針2の施策1あるいはその取組の順番ということかもしれません。他はいかがでしょうか。

大村委員：「非認知能力」という言葉について、あちこちに出てきていたり、「心の基礎体力」という人間関係を築く力を「非認知能力」と考えていくと、今まである言葉を「非認知能力の再認識」と「再」がついているので、今まであるものを精選していき、ここが非認知能力だから、意義づけていこうという意味での再認識という言葉だと思いますので、あちこちに同じような言葉が出てくるところは、すっきりするように整理した方が良いと思います。

和泉委員：20ページにある「豊かな心」とは何だろうと気になっていまして、形容詞はすごく難しい表現だと思う中で、豊かな心の中にも、共感力や感動する心や正義感、公正さを重んじるとか自己肯定感など、豊かな心の実態がそのようなものとするならば、これもまた「非認知能力」とどのように書き分けたらいいのかと思います。大事なことはよく分かりますが、何度も出てくるので、そこは整理した方が良いと思います。

委員長：「豊かな心」は、学校教育ではよく使う言葉で、「知・徳・体」の「徳」の部分が豊かな心になると思います。非認知能力というのは、認知能力に対して非認知能力なので、必ずしも「徳」に直結するかというと、少し違う気がします。そのような意味で、「豊かな心」のところに「非認知能

力」が出てくると、混乱すると思います。今、次の学習指導要領の議論をしているところで、成績評価の評定というのが、これからは人間性の部分は個人評価として、優れているところに丸をつけるのではなく、日ごろの学校生活などの中で、知識とか思考の判断に関係する部分が見えた場合は、そちらの方にフォーカスしようという議論がされています。教員の働き方改革の問題もあるのですが、それを抜きにしても、純粹に評定を点数化しにくいと言われていることをより強く出して、個人内の評価に落とし込んでいこうということだと思います。そうすると、非認知能力に近いところは、思考や判断という形で評定ができるので、より人間性的な部分は個人内の記述を通して良いところを探していくというような評価で住み分けをしていくと思います。そのような意味で繋がっていれば、筋は通るのではないかと思います。従って、「非認知能力」という言葉はどこにでも入れていい訳ではなく、入れるべきところと入れるべきではないところは分けた方が良くと思います。

18 ページと 21 ページに出てくるいじめの部分はどうでしょうか。担当課が 18 ページは教育相談センターと学び推進課で、21 ページが学び推進課とありますが、この辺りの書き分けなど教えていただけますか。

事務局：教育相談センターです。18 ページのいじめの記載につきましては、つくば市なりの教育相談体制の充実と多様な教育への支援ということで、相談センターの方で取り組んでいる内容の 1 つとしていじめを取り上げて、書かせていただいています。21 ページのいじめについては、学校の教育活動の中でのいじめ防止の取組という形になっています。

委員長：ありがとうございます。ここは基本方針の 2 と 3 に当たるところで、内容が似ているようであれば、方針のどちらかに寄せた方が良くはないかと思います。もう 1 度御検討いただければと思います。

正保委員：今おっしゃられた「いじめ」と「非認知能力」というのは、大きな関連性があると思います。昔の統計だと、いじめの要因の 6 割以上は、冷やかしかからかいや不用意な一言が原因となっています。殴ったり蹴ったり金品を恐喝したりという悪質なものは 3 % です。なぜ不用意な一言を言うかという、非認知能力が低いからで、これを言ったら相手がどう受け取るかという従来の認知能力では抑えきれなかった能力が弱いので不用意に一言言ってしまっ、結果的にそれがいじめになるというところがあり

ます。非認知能力をどうしたらいいのかわかりませんが、いじめについては関連するところもあるということは、考慮いただけるといいかと思いません。

委員長：ありがとうございます。他はいかがでしょうか。「非認知能力」「豊かな心」「いじめ」とキーワードが増えてきているので、どこでどのように整理していくか、表現的なことも大事なことで、できるだけ1つのキーワードは1つの方針でまとめて出てくる方が計画としても分かりやすいのではないかと思いますので、次の修正のところで検討していきたいと思えます。それでは、基本方針の4について事務局から説明をお願いします。

事務局：（資料2、基本方針4について説明）

委員長：ありがとうございます。何か御意見ありますでしょうか。「整える」という表現はいかがですか。基本目標1が「大切にする」、基本目標3が「推進する」とありますが、もしこれより良い言葉があれば御意見いただきたいと思えます。

それでは、基本方針5について事務局より御説明をお願いします。

事務局：（資料2、基本方針5について説明）

委員長：ありがとうございます。この部分につきましてはいかがでしょうか。

正保委員：27ページの「学校施設の計画的な整備及び施設の管理」の1行目に「児童生徒数の増加に対応するために」とありますが、市の中心部は増えています、周辺部は減っているという現実があるのではないかと思います。増加ではなく変化という言葉ではいかがでしょうか。

事務局：委員がおっしゃる通りですので、変化で問題ないと思えます。

委員長：ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

それでは、基本方針6について事務局より説明をお願いします。

事務局：（資料2、基本方針6について説明）

委員長：ありがとうございます。この部分につきましてはいかがでしょうか。改めて ICT で何ができるのか、つくば市としてどのようなところがいきっていくのかということが、この中に込められていればいいと思いますが、そのような観点から問題ありませんでしょうか。

それでは、基本方針7について事務局より御説明をお願いします。

事務局：（資料2、基本方針7について説明）

委員長：ありがとうございます。この部分につきましてはいかがでしょうか。

18 ページの施策3は「家庭への支援の充実」で、35 ページは「家庭教育の支援」と似たような言葉が出てきます。もっと言うと、基本方針9で何を書くかということも考えるといいと思います。特に「家庭教育学級」なのか「家庭教育」なのか、文部科学省では家庭の教育力という家での教育、しつけや基本的な生活リズムなどが書いてある家庭教育手帳みたいなものが昔から作られています。そこの大事さが言われている割には、振興基本計画になるとその支援という話になっていて、家庭教育の重要性みたいなことが直接出てきません。こちらの中身もそれに類するような感じがしていて、18 ページでは家庭学習の方になるし、35 ページは家庭教育学級となっているので、どこかで家庭の教育力みたいな話は入れたいと個人的には思っています。どちらにしても「家庭」というのが、意味が違えば違いますが、違うのであればもっと違いをはっきりと出した方がいいと思います。18 ページだと、場所としての家庭で、学校ではないところでの学習を支援する家庭という形になっていて、35 ページは、家庭内での教育という話なので、次に出てくる「学校・家庭・地域」の「家庭」と結び付けていくのがいいと思います。

34 ページの生涯学習のための集いの場について、体育館はどのような位置づけになりますか。

事務局：教育施設課です。学校の体育館の開放については、スポーツの振興という観点で貸し出しが行われているものになりますので、敢えてここには入っていない状況です。

委員長：そうするとスポーツは生涯学習ではないのかということになるし、特別教室や図書室だけ書くと体育館はどうなのかという印象を受けてしまいます。

和泉委員：特別教室や図書室等の地域開放はここ数年の新しい取組なので追記したらどうかと私が以前述べたので、今回追記されたのだと思います。確かに体育館もこれまで地域のために開放されていたので、例えばここでの記載に、「これまでの体育館開放に加えて」みたいなことを加えると全部含めて表現できるのではないかと思います。

委員長：その辺りについては御検討いただければと思います。他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に基本目標3に入ります。基本方針8について、事務局から御説明をお願いします。

事務局：（資料2、基本方針8について説明）

委員長：ありがとうございます。こちらの部分についてはいかがでしょうか。それでは、最後に基本方針9について事務局より御説明をお願いします。

事務局：（資料2、基本方針9について説明）

委員長：ありがとうございます。こちらの部分については新しいところなので御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。先ほども申し上げましたが、「家庭」、「コミュニティ・スクール」、「地域」の3つはこの2つの施策で住み分けるといいのではないかと個人的には思っています。先ほどの質問の続きになりますが、40ページで「家庭や地域の教育力の向上」とここでも「家庭」が出てくるので、35ページの「家庭教育の支援」とどのような違いがあるのか教えていただけますか。

事務局：生涯学習推進課です。35ページの「家庭教育の支援」というのは、「家庭教育学級」の実施という部分がメインになります。40ページにも「家庭教育学級」について記載されていますが、「家庭や地域の教育力の向上」という項目になっており、こちらの方がより広い範囲での教育力の向上を目指しているということになります。

委員長：ありがとうございます。先ほども申し上げたように、ここにも「家庭や地域の教育力の向上」があるので、大きな目標として学校ではない場所

としての家庭あるいは地域の教育力の向上をするということなので、そこをもう少し書き込んだ方がいいのではないかと思います。そうなった場合に施策1の方がいいという感じはしますが、大きい目標で家庭や地域の教育を高めましようとするので、それが施策1で、施策2でより地域にと位置付ける方がいいのではないかと思います。もっと言えば、35ページに「家庭教育学級」の話があり、「家庭や地域の教育力の向上」が後ろで出てくるのを逆にして、家庭の教育力を上げるための手段として家庭教育学級があり、家庭教育力を向上するための情報交換の場として家庭教育学級があるというのが、昔からの家庭教育学級の理念なので、それでいいのですが、「家庭や地域の教育力の向上」というのは、もう少し前でもいいのではないかと思います。そうすると、地域の方は、「地域資源の活用・育成」だけでもいいし、コミュニティ・スクールを入れて、学校を核とした地域づくりまで入れると、地域と連携した活動という形でいいのかなと思います。他にはいかがでしょうか。

大村委員：今のお話を聞いて、基本方針9の施策1は家庭に絞って、施策2は地域に広げていくとすると、35ページの「家庭教育の支援」も基本方針9に持ってくると、すっきりすると思います。35ページの内容を見ると、家庭教育力を向上するためには、家庭教育学級が重要であるという捉え方ができるような文章なので、家庭教育力を向上する手段として家庭教育学級があり、地域としても皆で共に育てていこうという機能を高めれば家庭教育力も高まるので、35ページの「家庭教育の支援」の文章を、選択肢の1つという形にして、基本方針9に持ってくるといいのではないかと思います。

委員長：ありがとうございます。それは可能でしょうか。35ページの「家庭教育の支援」について、基本方針9の方に動かせるようであれば、いいと思います。他にはいかがでしょうか。

富田委員：35ページの「家庭教育の支援」だけを移行するのは難しいと思います。34ページの施策2で「誰もが学べる社会教育・生涯学習の推進」があり、それを広げた形で主な取組の中に「家庭教育の支援」があると思います。ここから続いているので、移行は難しいと思います。

委員長：34ページに5つの主な取組があり、その前段に「当市の長寿社会を

創造するため、社会教育の振興とあわせて、子どもの健全な育成に向けた家庭教育の支援を充実させます。」とあります。私も詳しくありませんが、社会教育の中には必ず家庭教育が入ってくるものでしょうか。その辺りは御検討いただければと思います。他にはいかがでしょうか。

肥後委員：基本方針9については、13ページの「幼稚園・家庭・地域の連携による教育力の向上」と似たようなことが書いてあり、施策9にも学校と書いてあるので、幼児教育と分けるということもあるかもしれませんが、似たようなことなので、無くしてもいいのではないかと思います。

委員長：おっしゃる通りで、ここは学校・家庭・地域の連携の学校の部分を幼稚園に変えて位置付けがされているので、特別な意味があれば、ここに残す必要があるし、38ページの施策1に組み込めるのであれば、そちらに同化してもいいと思います。こちらも御検討いただけたらと思います。他にはいかがでしょうか。

それでは、方針を一通り見ていただきまして、改めて全体を通してお気付きになった点や御意見はありますでしょうか。

大村委員：先ほど和泉委員がおっしゃっていた教育大綱にある「管理から自己決定」というのを基本目標1の基本方針1のどこかに上手く入れると、教育大綱と結びつく気がします。9ページか10ページに差し込めるといいかなと思います。

委員長：確かに大綱との連続性という点では必要かと思います。先ほど施策2でとおっしゃいましたが、施策2でなくても、自己決定というのを何らかの形で施策か取組のどちらかに入れた方がすっきりするのかなと思います。

和泉委員：「管理から自己決定へ」を具体的に学校で何を取り組んでいるかという、対話や合意形成に基づく多様な自己決定を行う機会つくる取組が小中学校でされていると思います。どこまで期待すべきかは難しいのですが、対話を重視してきているということ、もう1つ◆マークで増やす形だと分かりやすいと思います。

委員長：ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

西村委員：28 ページの「防犯、防災体制の充実」のところで、既にやっていたら恐縮ですが、防犯カメラは子供や教師を守るという点で役立つと思いますが、防犯カメラは学校の中にありますか。

大村委員：本校であれば4つあります。

西村委員：その辺りを防犯の面に入れるのであれば、全ての学校に入れると
か考えていただければ、誰にとってもメリットになると思います。

事務局：教育施設課です。幼稚園も含めて全ての学校に防犯カメラが設置されて
いますので、そのような記述を追加することは可能です。

委員長：ありがとうございます。「充実」の中身がどのような言葉でいくのか
という問題だと思います。学校の校門をオートロックにして防犯カメラを
設置している自治体もあるようなので、つくば市も考えていくことではな
いかと思います。他にはいかがでしょうか。

森田委員：色々と整理していただいた中で、文言の重複について意見が出て
いましたが、基本目標や基本方針があり、結果的に複数の施策が出てくる
ということもあって、そのような意味では多少の重複感は仕方がないと全
体を通して思いました。その中で、基本目標1の施策1の「個別・双方向に
よる多面的な学びの推進」のところで「小規模特認校の設置」を入れてい
ただいたのですが、中身を見ると、個別・双方向というよりは学びの多
様性に対応するような感じに見えるのかなと思いました。

委員長：ありがとうございます。どちらをとるかという問題もありますが、
確かに方針と施策が独立し過ぎて、1つ1つが良くてもつながりが悪いと
いうことがあるかもしれません。その辺りも最終的に確認しながら作って
いただければと思います。他にはいかがでしょうか。

スケジュールとしましては、次回が9月でその時が最終的な素案になり、
それがパブコメの原案になります。そして11月中にパブコメを行い、最終
的に修正をして最終案を出していくという形になります。今回も1回多く
場を設定していただいていますので、これ以上ということにはならないと思
いますが、場合によっては事前に資料を御覧いただいて御意見いただくと

いうことと、また必要に応じて委員長に一任という形にさせていただきたいと思います。その間改めてお気付きの点がありましたら、事務局の方にお知らせいただければと思います。それでは、この件につきましてはよろしいでしょうか。

(2) 小中学生を対象としたアンケート調査の実施について

委員長：それでは、議題(2) 小中学生を対象としたアンケート調査の実施について、事務局の方から御説明をお願いします。

事務局：(資料3に沿って説明)

委員長：ありがとうございます。今の御説明について御質問の方よろしくお願いします。

森田委員：設問の(3)と(4)は、せっかく(3)を選んでもらうので、(4)はなぜそれを選んだのかという設問でもいいのかなと思います。

大村委員：選択肢の5「きれいで使いやすい学校にする」の「きれい」というと、子供達は綺麗で新しい学校をイメージしてしまうと思うので、「安心安全な」という言葉の方がいいのではないかと思います。

正保委員：選択肢4の「先生たちがはたらきやすい学校にする」というのは、子供達はこの設問をどう受け止めるのかが気になります。それから、設問(4)「こんな学校になったらいいな」ということを聞かせてください。とありますが、選択肢7で「学校ではない場所でも学べるまちにする」とあり、聞いていることがまちの話になっているので、子供達が戸惑うのではないかと思います。子供達が答えやすいようにしていただきたいと思います。

和泉委員：学年ごとに表現の言葉遣いを分けてもいいのかなと思います。それから、つくば市は児童生徒合わせて22,000人くらいになると思いますが、回収率を上げるために、学校の方で時間を取ったり工夫する必要があると思います。また、子供の声をどのように反映させるのかが、聴くことより難しいと思います。子供の意見を全部聞くことが子供の最大の利益ではないこともありますし、3つ挙げてもらって、そうなんだで終わるのか、それはここに課された大きな課題になるかと思います。

西村委員：選択肢5の「おいしい給食をつくる」というのは「おいしい給食を食べる」ではないでしょうか。

肥後委員：選択肢9の「地域の人とイベントをやる」というのはぼんやりしていて、9を選択する人はいないのではないかと思います。だからといってこれが重要ではないという捉え方をするようなアンケートは良くないと思います。また、選択肢1の「大人になって役に立つ力をつける」で、大人が読めば、基本方針の「未来を開く力を育む」が背景にあると分かると思いますが、子供は分からないので、役に立つためにたくさん学ぶとか具体的にしないとイメージがつかないのではないかと思います。

委員長：ありがとうございます。一括して事務局の方から返答をお願いしますか。

事務局：言葉の表現については、今いただいた御意見を踏まえて、どのような表現にするか見直したいと思います。それから(4)の自由記述のところ、なぜこの3つを選んだのかというように(3)と結び付けた設問にすると、何千件と回答があった場合に分析するのが困難になる可能性もあるため、あえて自由記述にしたという背景があります。例えば何千件と自由記述が集まった場合には、テキストマイニングのような形でお示しできれば、自由記述の傾向も見やすいのではないかと想定しています。ただ、森田委員からいただいた意見も踏まえて、事務局内で検討していきたいと思えます。

委員長：ありがとうございます。基本的にはこのようなアンケートの形でやっていただいて、最終的に計画に反映していくという方向性でよろしいでしょうか。もし他に御意見があるようでしたら、おっしゃっていただきたいと思えます。この方向性で進めるということであれば、精査したものを次回御提案いただければと思えます。

委員の皆様から他に御意見ありますでしょうか。

和泉委員：西村委員が基本方針を未来志向のある明るい気持ちにさせて欲しいとおっしゃった部分については、どうしても対策が不十分なところがあり、つくば市は大丈夫なのかと不安を抱かせてしまっているところがあり、

私も今すぐどうにかしたいという気持ちでいます。5年前に不登校についてのアンケートを見て驚きました。コロナがあったので一過性のものと思っていたのですが、そうではなく、教育や学校を本質的に大人が考え直さないといけないと痛感しながら不登校支援を考えてきました。嫌な事もあるけれど何となく学校に行くという前提条件のようなものが、今は崩れてしまっているのではないかと思います。どのようにしていけばいいのかを西村委員にもお聞きしたいと思いましたが、色々考えて取り組んでいきたいと思っています。

委員長：ありがとうございます。それでは、本日の議事は以上になります。円滑な進行に御協力いただきましてありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

事務局：樋口委員長ありがとうございました。委員の皆様も長時間に渡りご審議いただきありがとうございました。次回の会議は、9月下旬を予定しています。詳細につきましては、後日メールにて御連絡いたします。よろしくお願ひいたします。

3 閉会

事務局：以上をもちまして、第5回第4期つくば市教育振興基本計画策定委員会を閉会とさせていただきます。本日はお忙しい中、ありがとうございました。